

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議

中間とりまとめ概要

令和3年8月

1. 背景

外国人学校における保健衛生の確保は、我が国に在留する全ての子供の健康を確保し、国民の安全を守るために重要。

そのため、地方自治体、学校運営者、支援者、保健衛生の専門家等により、新型コロナウイルス感染症対策を含めた、外国人学校の保健衛生に係る取組と今後の改善策について検討。

2. 現状

外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組

- 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策について1条校と同様の通知の発出、保健衛生用品の購入支援
- メールマガジンの配信、「学校衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版の作成
- ワクチンの職域接種の申請開始の周知、抗原簡易キットの配布

外国人学校の保健衛生環境の実態調査（令和3年4月～5月）

- 対象学校数は161施設、回答学校数は80施設（回答率50%）
- 保健室を設置している割合は約7割、児童生徒の健康診断の実施割合は約8割、民間の傷害保健への加入率は約9割、学校医を配置している割合は約4割、養護教諭を配置している割合は約3割。
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援は、国よりも地方自治体からの支援がより活用されている。

（参考）外国人学校の構成

学校教育法第1条に定める学校（1条校）、都道府県知事の設置認可を受けた各種学校のほか、認可を受けていない施設（認可外施設）が存在。

1条校, 8

各種学校, 128

認可外施設, 68以上

4. 今後の方向性

直ちに対応すべき項目

更なる実態の把握に向けた調査

- 保健衛生環境の実態やニーズ等についての更なる実態を把握するための現地調査等の実施

適切な情報発信

- 外国人学校向けのホームページ・SNSアカウントの運営、多様なステークホルダーを通じた情報発信

きめ細やかで効果的な支援

- 地方自治体と外国人学校との間での関係の構築、必要な支援を行うための体制整備
- 情報発信機能と相談機能を併せ持つ全国的な窓口を設置し、保健衛生環境の改善のために必要なノウハウを蓄積

今後検討すべき項目

- 外国人学校の設置形態や施設の規模、外国と日本の文化の違い等を踏まえた外国人学校の保健衛生環境基準のあり方等の検討

3. 課題

（1）外国人学校や外国人学校に通う子供の把握に関する課題

- 外国人学校の体制や運営、外国人学校に通っている子供等の情報の把握が困難。
- 外国人学校の把握においては、学校、行政、支援団体等との連携や、外国人コミュニティを活用した情報発信の実施が必要。

（2）外国人学校が対策を講じる際に生じる課題

外国人学校の状況を踏まえた保健衛生環境基準等の考え方

- 衛生管理マニュアルの活用促進、外国人学校の特性や体制を踏まえた基準等のあり方も含め検討。

適切な情報の入手

- 認可外施設にも十分な情報が届くよう、効果的な情報提供の方法の検討が必要。

心のケア等の課題

- 心のケアや誹謗中傷への適切な対応が必要。

（3）外国人学校が対策を講じる際の支援体制に関する課題

地方自治体と外国人学校との関係

- 地方自治体の関係部局が連携して外国人学校を支援することが必要。

外国人学校に対する広域的支援の観点

- 地方自治体をまたいで通学する子供への支援のためには、広域的な観点が必要。